

2010 年度活動報告

昨年も達成した課題よりも持ち越した課題の方が多いのですが、以下、交流、検証、提言という3つの柱に沿って、昨年度の活動報告をさせていただきます。

1. 交流

昨年、岡山市と瀬戸内3園を会場とした「島は語る」と題した交流集会は、参加者の総数1,200人は過去最大となりました。

全体集会の前日までの参加希望者の数が600人だったのですが、いざ交流集会の扉を開けてみたらその2倍を超える参加者の方にお集まり頂きました。瀬戸内集会の2日目は、静かな島の療養所が一日賑やかな声で活気溢れる1日となりました。その意味で、交流というハンセン病市民学会の1つの柱が実現した交流集会でした。

関西に近く交通の便も良いという条件が大きかったと考えていますが、組織的な動員をお願いしたわけでもなく、当日になって参加される方がこれだけ多いことに、共同代表のお一人である鎌田慧さんは「市民学会は新しい文化運動」だと感想を漏らされました。鎌田さんには、いずれその一言をもう少し深めて頂けるようお願いしたいと存じます。

2. 検証

1) 昨年は、瀬戸内集会で市民学会として初めて「光田イズム」について触れることができました。一昨年も鹿屋集会で「無らい県運動」を取り上げましたが、市民学会は検証会議以降、十分に検証できていないこうしたテーマに焦点を当ててきたこととなります。「光田イズム」については、この名護・宮古島集会の翌日、西表島でのフィールド・ワークが予定されており、参加者数が当初設定した定員を遥かに超えています。そのことから、このテーマは交流集会に参加される皆様の関心の深さを示すものになっております。

まだ端緒についたばかりですが、本格的な検証作業はハンセン病市民学会にとって重要な課題となりつつあります。

「検証作業委員会」は座長を内田博文共同代表、世話人を宮坂道夫運営委員が担う形ですでに発足しております。改めて活動方針案で提案させていただきますが、「無らい県運動」に取り組む歴史検証については2011年度から具体的に動き出します。

2) 「差別実態の調査プロジェクト」については、東日本大震災の罹災者の方々が原発事故によって風評被害を受けており、ハンセン病被害実態を考えることはさらに重要性を増しています。

残念ながら、昨年も具体的な企画を進めることができずに終わってしまいましたが、その原因を改善しながら改めて2011年度もプロジェクトの実施に向けて検討していきたく存じます。

3) 「啓発活動検証委員会」は、牧野正直座長、訓覇浩世話人して発足致しましたが、鹿屋集会以来、交流集会と連動する形で進行しており、今年も啓発問題を検討する分科会の3回目として実施することにしています。

3. 提言

1) 国立ハンセン病資料館の運営について提言を引き続いて行うための神美知宏座長、遠藤世話人で発足した「資料館問題検討プロジェクト」は、ハンセン病問題の歴史資料に詳しい2人の研究者会員にも参加して頂き、昨年度は国立ハンセン病資料館の学芸員、学芸課長からの聞き取りを実施し、資料館の運営状況及び研究・雇用条件の問題などを直接、具体的に伺いました。

また、他の歴史資料館の運営の仕方について、国外の資料館についても資料を求めております。座長も世話人も忙しい状況ですので、遅々とした歩みですが、いずれまとまれば国立ハンセン病資料館のあり方についての提言をまとめてご報告致します。

2) 国連人権理事会諮問委員会の「ハンセン病差別を終わらせるためのガイドライン」については、昨年12月に国連決議も出されてまとまりました。この経過については、山本晋平会員のご協力の下、市民学会のHPに詳細な資料を掲載しております。

また、国連人権理事会諮問委員会の作業部会座長坂元茂樹神戸大学教授とは、現在コンタクトがとれている状態です。「ハンセン病市民学会ニュース」最新号に坂元先生に関連する論考を寄稿頂きました。

2010年5月21日

2011 年度活動方針

この数年、ハンセン病問題には記念すべき年が続いています。しかし、それはハンセン病問題が長い年月を重ねても今なお解決に至っていないことを示すことでもあり、手放しで喜べることではありません。

本年は、ハンセン病国賠訴訟熊本地裁判決が出されて 10 年目の節目を迎えます。合わせて、らい予防法廃止 15 年目に当たります。いずれも、その時点でどれだけ多くの人たちがハンセン病問題の解決になると期待に心を弾ませたことでしょうか。

ハンセン病療養所の入所者が全療協の前身である全国組織、全患協を結成してから 60 年、次第に各地の療養所で自治会の存立と運営が困難になってきている現状は、10 年後の全療協 70 年をどう想像したら良いのかを思うと、残された時間が少ないことを私たちに強く迫ってきます。

法が廃止されて 15 年が経っても、裁判によって国による責任が厳しく糾弾されても、そして全療協が 60 年に渡る運動を重ねても、私たち国民が 97 万筆の署名を集めてハンセン病問題基本法を成立させても、入所者の安心した生活への願いが保障されず、退所者その家族がひっそりと暮らさざるを得ない現実はいまだに解消されていません。こうした現実を一步でも二歩でも前進させたい、そして何とか解決したいという思いを共有しながら、宮古島集会から名護集会そして石垣島集会までの 4 日間に渡る今年の交流集会を充実した集会としたいと考えております。

また「時間と闘う」という切実な思いを踏まえて、ハンセン病市民学会 7 年目の課題を、以下、交流、検証、提言という 3 つの柱に沿って提案させていただきます。

1. 交流

今年の交流集会のプログラムは退所者の問題、沖縄にある 2 園の将来構想、そして戦争など沖縄のハンセン病問題に真正面から取り組むとともに、「いま、抜けだそう！～手をつなぎ共に生きる社会へ～」という全体テーマによって、さまざまな差別の問題に向き合っている方たちとともに新しい共生社会を考えるものになっています。

今年 3 月 11 日、想像を絶する東日本大震災を私たちは体験しました。被災者が日常を取り戻すためにはまだ長い時間を必要としていますが、被災者の生活再建に取り組む姿はコミュニティがいかに大切かを教えています。今年、共生の意義を深く考えることは東日本大震災後の今と将来と無関係にはあり得ません。

あとで触れますが、全療協は療養所を震災の罹災者の方たちに開放することを宣言致しました。療養所の将来構想は療養所の入所者と社会との共生を目的としてきました。したがって、全療協が出された宣言は、市民学会が掲げた交流という言葉の意味を深めることに繋がることとなります。

来年、私たちは震災の被害の大きかった東北地方の青森集会を行うことにしております。今年、共生社会のことを考えることは来年にも繋がる大事なテーマでもあります。

2. 検証

昨年から引き続いて 3 つのプロジェクトを具体化して行くことに致します。

1) 「検証作業委員会」(座長：内田博文、世話人：宮坂道夫)

昨年、当面の主たるテーマを「無らい県運動」の検証に絞り込むことなどを提起致しました。西日本国賠訴訟弁護団から検証に必要な基金を頂くことができ、今年委員会の中に「無らい県運動研究会」を立ち上げ、第 1 回の会合を 7 月 10 日に予定しています。第 1 回目会合の場所研究会の検証すべき課題、対象、当面のスケジュールなど詳細については市民学会の HP 上でお知らせ致しますので、無らい県運動の歴史検証に関心のある市民学会の会員の参加をお願い致します。

2) 「差別実態調査プロジェクト」

「差別実態調査企画委員会」メンバーが多忙な状態が昨年も続き、調査委員会を具体的に立ち上げることができませんでした。しかし、活動報告でも触れましたように、ハンセン病に対する差別実態調査を行う必要性は大きくなっており、今年度は具体案の作成までは是非取り組みたいと考えています。

3. 提言

1) 「資料館問題検討プロジェクト」

プロジェクトはハンセン病歴史研究者にも加わって頂き、資料館の現状についての正確な把握のための聞き取りと原爆資料館など他の歴史資料館や国外の資料館の運営のあり方についても検討課題としているところです。国立でありつつその運営に国からどのような独自性を保障されるべきか、さまざまな前例を参考にしないと必要かつ重要な論点を見失いますので、今年もこうした基礎調査を進めて行きます。残念ながら活動は遅々としておりますが、できるだけ早い結論を提出したいと考えております。

その一方で国立ハンセン病資料館の運営を指定管理者に委ね、学芸員の任期が1年更新という身分のままで良いはずはありません。また長島愛生園と菊池恵楓園の学芸員が昨年より国立ハンセン病資料館の学芸員と同様、科学技術振興機構による任期1年の雇用となりましたが、どこからもサポートがされない状態にあります。本来、資料館の学芸委員は国家公務員として長いスパンで資料蒐集と資料研究とが進められなければなりません。熱意と財力ともに乏しい厚労省の壁を突破するには運動が必要になります。同時に資料館の存在意義は、ハンセン病問題の正しい理解と啓発のためにもあります。これらの課題については、牧野座長、訓覇世話人で行われている「啓発プロジェクト」とも連携をとって、そうした活動については共通の課題として取り組む態勢を検討したいと考えております。

2) 「啓発プロジェクト」

さまざまな分野で啓発に取り組んでいる会員が多く、そのため啓発問題の懐は深く、論点は多岐にわたりますし、啓発については会員の皆さんの関心が極めて高いのが特徴的です。

したがって、啓発については単発に終わるのではなく、毎年の交流集会の分科会で必ず取り上げ、段階ごとにテーマごとに焦点を定めて系統的に取り組むことを目的として、プロジェクトがスタートしております。

今年はいくまでの2回で前提としてきた「医学モデル」としてのハンセン病だけでなく、社会の関心のもちかたに差別が生じるいわゆる「社会モデル」を検討することにしていく。

交流集会の議論がさらに発展して、「差別実態調査プロジェクト」とも連携して具体的な差別の実態を通してどのように啓発の有り様を考えてみたい。

4. 療養所の将来構想

ハンセン病療養所の将来構想は、言葉の正確な意味では今、現在の問題です。ハンセン病問題基本法の成立によって法律の壁は越えることができましたが、行政の壁は相変わらず高くそびえています。私たちはこの行政の壁を越えない限りは、将来構想は具体的に進展することができません。今後とも、このことについては取り組んで行くことに致します。

新しい情勢としては、東日本大震災によって罹災し、仮設住宅も足りずに、いまだ不自由な生活を強いられている人たちと、療養所がどのような関わりが可能なのが療養所の将来構想そのものの趣旨と繋がったとても重要なテーマであると考えております。今、市民学会としてきちんとした意思表示はできませんが、資料として全療協が出された宣言は大きな意義をもつと判断していますので、総会資料として用意させて頂きました。また、この問題を含めて、当面課題となっている療養所の将来構想の問題については、市民学会もメンバーとなっている「療養所の将来構想をすすめる会」で具体的な活動提起の検討が進んでいます。

私達も全療協の「宣言」と「すすめる会」の方針に協力した活動を、今年1年していきたいと考えておりますし、合わせて来年の青森集会では市民学会としての課題を深めるべく今年度から準備を進めて行くことにしております。

2011年5月21日